

発議第6号

令和7年6月3日

みやき町議会議長 平 野 達 矢 様

提出者

ふるさと寄附金事業特別委員会（100条委員会）委員長 宮 原 宏 典

記録の提出の拒絶に対する告発について

本件は

1. 地方自治法第100条第1項資料の提出を求めることができるが、資料提出されないため。
2. 地方自治法第100条第9項、議会は告発しなければならない。
3. 地方自治法第100条第10項並び第98条第1項の権限に基づき、法人所得税申告書の請求を求めることができるが、法人所得税申告書及び質問状3回請求しても提出なし正当な理由が認められないため。
4. 上記の理由をもって告発手続きを進めることを提案します。
みやき町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

株式会社 All Miyaki 代表取締役 池田 通文

- (1) 100条委員会令和6年7月17日に地方自治法第100条第1項により平成29年度、平成30年度法人所得税申告書（添付書類を含む）を所得の確認及び100条委員会で調査するため資料請求した。
- (2) 平成29年度、平成30年度法人所得税申告書（添付書類）は提出なし。
- (3) 令和6年8月9日に再度の書類（添付書類を含む）提出要求をした。
- (4) 令和6年9月4日に資料（添付書類を含む）を提出がないため、地方自治法第100条第9項に規定する議会の告発について協議した。
- (5) 令和6年9月24日に3回目の記録資料（添付書類を含む）の請求をした。
- (6) 令和6年10月25日に記録等資料の提出がないため質問状を送付した。
- (7) 令和6年11月5日に記録等資料の提出がないため再度質問状を送付した。
- (8) 令和6年11月11日までに記録等資料（添付書類を含む）、質問状の提出がないので、
正当な理由が認められないため、地方自治法第100条第9項に規定する議会の告発を行うべきである。

告発対象者

株式会社 All Miyaki 代表取締役 池田 通文